

新旧対照表

(座間市土木工事共通仕様書)

新 (令和 8 年 9 月)	旧 (令和 7 年 1 月)	備考
第 1 編 共通編 第 1 章 総則 第 1 節 総 則 1-1-1-1 適用 1. 適用工事 土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、座間市が発注する土木工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。 共通仕様書は、神奈川県土木工事共通仕様書（<u>令和 8 年 4 月</u> 改正版）を準用し、一部の内容については次のとおりとする。 1-1-1-2 用語の定義 1. 監督員 監督員とは、工事請負契約書第 9 条に基づき、発注者から請負者に通知された<u>監督業務を担当し、契約の履行についての請負者又は請負者の現場代理人に対する指示、承諾または協議、工事の施工のための詳細図等の作成又は請負者が作成した図面の承諾を行い、また、設計図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施を行う者</u>をいう。 21. 電子納品 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。<u>納品に</u>	第 1 編 共通編 第 1 章 総則 第 1 節 総 則 1-1-1-1 適用 1. 適用工事 土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、座間市が発注する土木工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。 共通仕様書は、神奈川県土木工事共通仕様書（<u>令和 6 年 1 月</u> 改正版）を準用し、一部の内容については次のとおりとする。 1-1-1-2 用語の定義 1. 監督員 監督員とは、工事請負契約書第 9 条に基づき、発注者から請負者に通知された者をいう。 21. 電子納品 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。	修正 一部追加 一部追加

新旧対照表

(座間市土木工事共通仕様書)

新 (令和 8 年 9 月)	旧 (令和 7 年 1 月)	備考
<u>あたっては、「電子納品運用ガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) に格納して 2 部提出する。なお、協議により電子納品の対象外とした書類は、従来どおり紙で納品する。</u> 22. 情報共有システム <u>情報共有システムとは、監督員及び請負者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</u> 23. 書面 <u>書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、手書き、印刷物、情報共有システム等を用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、現場代理人、監理 (主任) 技術者及び監督員の氏名並びに連絡先 (電話番号) を記載したものを有効とする。</u> 24. 工事写真 25. 工事帳票 26. 工事書類 27. 契約関係書類 28. 工事完成図書 29. 電子成果品 30. 工事関係書類 31. 確認 32. 立会 33. 段階確認 <u>段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、</u>	22. 書面 <u>書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、現場代理人、監理 (主任) 技術者及び監督員の氏名並びに連絡先 (電話番号) を記載した場合は、署名又は押印を省略することができる。</u> 23. 工事写真 24. 工事帳票 25. 工事書類 26. 契約関係書類 27. 工事完成図書 28. 電子成果品 29. 工事関係書類 30. 確認 31. 立会	新規追加 番号修正 一部追加 番号修正 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 番号修正 追加

(座間市土木工事共通仕様書)

3 / 18

新旧対照表

(座間市土木工事共通仕様書)

新 (令和 8 年 9 月)	旧 (令和 7 年 1 月)	備考
<u>1-1-1-5 ウィークリースタンス</u> <u>監督員及び請負者は、県土整備局が定める指針に基づき「ウィークリースタンス」の実施に努める。ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、請負者発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u> 1-1-1-6 施工計画書 1. 一般事項 (15) <u>法定休日・所定休日 (週休二日の導入)</u> (16) その他 1-1-1-7 コリンズ (CORINS) への登録 1-1-1-8 監督員 1-1-1-9 工事用地等の使用 1-1-1-10 工事着手 1-1-1-11 工事の下請負 1-1-1-12 施工体制台帳 1-1-1-13 請負者発注者の情報共有 1-1-1-14 請負者相互の協力 1-1-1-15 調査・試験に対する協力 5. 低入札価格調査 (2) 第 1 編 1-1-1-6 に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。 1-1-1-16 工事の一時中止 1. 一般事項 請負者は、契約書第 20 条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ請負者に対して通知	1-1-1-4 施工計画書 1. 一般事項 (15) その他 1-1-1-5 コリンズ (CORINS) への登録 1-1-1-6 監督員 1-1-1-7 工事用地等の使用 1-1-1-8 工事着手 1-1-1-9 工事の下請負 1-1-1-10 施工体制台帳 1-1-1-11 請負者発注者の情報共有 1-1-1-12 請負者相互の協力 1-1-1-13 調査・試験に対する協力 5. 低入札価格調査 (2) 第 1 編 1-1-1-4 に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。 1-1-1-14 工事の一時中止 1. 一般事項 発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ請負者に対して通知	追加 番号修正 一部追加 番号修正 // // // // // // // // 番号修正

新旧対照表

(座間市土木工事共通仕様書)

新 (令和 8 年 9 月)	旧 (令和 7 年 1 月)	備考
した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第 1 編 1-1-1-44 臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。 1-1-1-17 設計図書の変更 1-1-1-18 工期変更 1-1-1-19 支給材料及び貸与品 3. <u>支給材料及び貸与品</u> (1) <u>支給材料 (貸与品) 受領書 (借用書)</u> <u>請負者は、契約書第 15 条第 3 項「支給材料又は貸与品の引渡しを受けたとき」の規定に基づき支給材料又は貸与品の引渡しを受けた場合は、支給材料 (貸与品) 受領書 (借用書) を提出しなければならない。</u> (2) <u>支給材料 (貸与品) 返納書</u> <u>請負者は、契約書第 15 条第 9 項「不要になった支給材料又は貸与品」の規定に基づき、支給材料又は貸与品の返還を行った場合は、支給材料 (貸与品) 返納書を提出しなければならない。</u> 5. <u>貸与機械の使用</u> <u>請負者は、貸与機械の使用にあたっては、事前に使用条件や機械の亡失・損傷・故障などについて監督員と協議しなければならない。</u> 6. 返還 7. 修理等	した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第 1 編 1-1-1-42 臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。 1-1-1-15 設計図書の変更 1-1-1-16 工期変更 1-1-1-17 支給材料及び貸与品 3. <u>支給品清算書、支給材料清算書</u> <u>請負者は、工事完成時 (完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。) に、支給品精算書を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</u> 5. 返還 6. 修理等	修正 番号修正 〃 〃 修正 追加 番号修正 〃

新旧対照表

(座間市土木工事共通仕様書)

新 (令和 8 年 9 月)	旧 (令和 7 年 1 月)	備考
8. 流用の禁止 9. 所有権 1-1-1-20 工事現場発生品 1-1-1-21 建設副産物 5. コンクリート塊等の処理 請負者は、工事によってコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、路盤廃材が生ずる場合は、第 3 項及び「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」(令和 5 年 3 月 7 日改正)に基づき、適正に処理しなければならない。 9. コブリス・プラス 請負者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報をコブリス・プラスに入力するものとする。 なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に替わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。 1-1-1-22 工事完成図 1-1-1-23 工事完成検査 1. 工事完成届の提出 請負者は、契約書第 32 条及び座間市契約規則第 79 条の規定に基づき、監督員を通じて工事完成届を発注者に提出しなければならない。 4. 検査内容	7. 流用の禁止 8. 所有権 1-1-1-18 工事現場発生品 1-1-1-19 建設副産物 5. コンクリート塊等の処理 請負者は、工事によってコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、路盤廃材が生ずる場合は、第 3 項及び「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」(土木部長通知 昭和 63 年 3 月 31 日)に基づき、適正に処理しなければならない。 9. 建設副産物情報交換システム 請負者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。 なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。 1-1-1-20 工事完成図 1-1-1-21 工事完成検査 1. 工事完成通知書の提出 請負者は、契約書第 32 条及び座間市契約規則第 79 条の規定に基づき、工事完成届を監督員に提出しなければならない。 4. 検査内容	// // // // 修正 修正 番号修正 // 修正

新旧対照表

(座間市土木工事共通仕様書)

新 (令和8年9月)	旧 (令和7年1月)	備考
検査員は、監督員及び請負者等の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等 <u>(3) 週休二日の履行状況</u> 1-1-1-24 既済部分検査等 3. 検査内容 検査員は、監督員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 <u>(3) 週休二日の履行状況</u> 1-1-1-25 部分使用 1-1-1-26 施工管理 3. 工事中標示板の設置 請負者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、次の事項を記載した工事中標示板を設置し、工事完成後は速やかに表示板を撤去しなければならない。ただし、工事中標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。なお、工事中標示板は図 1-1-2 を標準とする。	検査員は、監督員及び請負者等の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等 1-1-1-22 既済部分検査等 3. 検査内容 検査員は、監督員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 1-1-1-23 部分使用 1-1-1-24 施工管理 3. 工事中標示板の設置 請負者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、次の事項を記載した工事中標示板を設置し、工事完成後は速やかに表示板を撤去しなければならない。ただし、工事中標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。なお、工事中標示板は図 1-1-2 を標準とする。	一部追加 番号修正 一部追加 番号修正 "

新旧対照表

(座間市土木工事共通仕様書)

新（令和 8 年 9 月）	旧（令和 7 年 1 月）	備考
図 1-1-2 工事中標示板の標準図（略） ・ 工事看板内容表示例については巻末の資料「2. 土木工事「工事中標示板」について」を参照すること。 9. 工事情報共有化 <u>請負者は、発注者と協議のうえ請負者発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図るものとする。</u> 10. 不具合等発生時の措置 <u>請負者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通報しなければならない。</u> 1-1-1-27 履行報告 1-1-1-28 週休二日の対応 <u>請負者は、県土整備局が定める要領に基づき、週休二日の取組を実施するものとする。</u> 1-1-1-29 工事関係者に対する措置請求 1-1-1-30 工事中の安全確保 2. 建設工事公衆災害防止対策要綱 <u>請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496 号、令和元年 9 月 2 日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。</u> 3. 支障行為等の防止 4. 使用する建設機械	図 1-1-2 工事中標示板の標準図（略） ・ 工事看板内容表示例については巻末の参考資料 3 を参照すること。 1-1-1-25 履行報告 1-1-1-26 工事関係者に対する措置請求 1-1-1-27 工事中の安全確保 2. 支障行為等の防止	修正 新規追加 新規追加 番号修正 新規追加 番号修正 "追加 番号修正 追加

(座間市土木工事共通仕様書)

新（令和８年９月）	旧（令和７年１月）	備考
<u>請負者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。</u> 5. 周辺への支障防止 6. 架空線等事故防止対策 <u>請負者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。</u> 7. 防災体制 8. 第三者の立入り禁止措置 9. 安全巡視 10. 現場環境改善 11. 定期安全研修・訓練等 請負者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。 <u>なお、作業員全員の参加が困難の場合は、複数回に分けて実施することもできる。</u> (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底	3. 周辺への支障防止 4. 防災体制 5. 第三者の立入り禁止措置 6. 安全巡視 7. 現場環境改善 8. 定期安全研修・訓練等 請負者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。 (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底	番号修正 追加 番号修正 " " " " 一部追加

新旧対照表

(座間市土木工事共通仕様書)

新 (令和 8 年 9 月)	旧 (令和 7 年 1 月)	備考
(3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項 12. 施工計画書 13. 安全教育・訓練等の記録 14. 関係機関との連絡 15. 工事関係者の連絡会議 16. 安全衛生協議会の設置 17. 安全優先 18. 災害発生時の応急処置 19. 地下埋設物等の調査 20. 不明の地下埋設物件等の処置 21. 地下埋設物件等損害時の措置 1-1-1-31 爆発及び火災の防止 1-1-1-32 後片付け 1-1-1-33 事故報告書 1-1-1-34 環境対策 4. 排出ガス対策型建設機械 請負者は、工事の施工にあたり表 1-1-1 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 29 年 5 月改正法律第 41 号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領 (平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程 (最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318	(3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項 9. 施工計画書 10. 安全教育・訓練等の記録 11. 関係機関との連絡 12. 工事関係者の連絡会議 13. 安全衛生協議会の設置 14. 安全優先 15. 災害発生時の応急処置 16. 地下埋設物等の調査 17. 不明の地下埋設物件等の処置 18. 地下埋設物件等損害時の措置 1-1-1-28 爆発及び火災の防止 1-1-1-29 後片付け 1-1-1-30 事故報告書 1-1-1-31 環境対策 4. 排出ガス対策型建設機械 請負者は、工事の施工にあたり表 1-1-1 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 29 年 5 月改正法律第 41 号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領 (平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程 (最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318	番号修正 // // // // // // // // // // // // // // //

新旧対照表

(座間市土木工事共通仕様書)

新 (令和 8 年 9 月)	旧 (令和 7 年 1 月)	備考
号)」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 1 号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。 請負者は、トンネル坑内作業において表 1-1-2 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和 6 年 4 月改正経済産業省・国土交通省・環境省令 第 3 号) 16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号)」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂 平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ 第 6 号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」または	号)」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。 請負者は、トンネル坑内作業において表 1-1-2 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成元年 6 月改正経済産業省・国土交通省・環境省令 第 1 号) 16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号)」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂 平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ 第 1 号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」または	一部修正 一部修正

新旧対照表

(座間市土木工事共通仕様書)

新 (令和 8 年 9 月)	旧 (令和 7 年 1 月)	備考
これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。 7. 特定調達品目 請負者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和 3 年 5 月改正法律第 36 号。「グリーン購入法」という。))第 2 条に規定する環境物品等をいう。)及び「県土整備局公共工事グリーン調達基準」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。 <u>また、「県土整備局公共工事グリーン調達基準」に定める認定対象品目について、利用可能な時は環境負荷低減効果等を勘案の上、試験的な利用も含め予算の範囲内で、これを積極的に利用するよう努めるものとする。</u> 8. 率先利用認定資材 請負者は、「県土整備局公共工事グリーン調達基準(別表第 7)」に定める認定対象品目のうち、設計図書において「率先利用認定資材」とした資材については、「神奈川県県土整備局建設リサイクル認定資材一覧表」の当該率先利用認定資材から利用しなければならない。 なお、再生骨材等を利用する場合は、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」<u>令和 5 年 3 月 7 日改正</u>に基づき、適切に利用しなければならない。	これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。 7. 特定調達品目 請負者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 27 年 9 月改正法律第 66 号。「グリーン購入法」という。))第 2 条に規定する環境物品等をいう。)及び「県土整備局公共工事グリーン調達基準」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。 8. 率先利用認定資材 請負者は、「県土整備局公共工事グリーン調達基準(別表第 7)」に定める認定対象品目のうち、設計図書において「率先利用認定資材」とした資材については、「神奈川県県土整備局建設リサイクル認定資材一覧表」の当該率先利用認定資材から利用しなければならない。 なお、再生骨材等を利用する場合は、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」(<u>土木部長通知 昭和 63 年 3 月 31 日</u>)に基づき、適切に利用し	一部修正 一部追加 一部修正

新旧対照表

(座間市土木工事共通仕様書)

新 (令和 8 年 9 月)	旧 (令和 7 年 1 月)	備考
らない。 1-1-1-35 文化財の保護 1-1-1-36 交通安全管理 2. 施工計画書 <u>請負者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、請負者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</u> 3. 輸送災害の防止 4. 交通安全等輸送計画 5. 交通安全法令の遵守 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 (令和 6 年 7 月改正 内閣府・国土交通省令第 4 号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準 (建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について (局長通知 平成 18 年 3 月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について (国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号) 及び道路工事保安施設設置基準 (案) (建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月) に基づき、安全対策を講じなければ	なければならない。 1-1-1-32 文化財の保護 1-1-1-33 交通安全管理 2. 輸送災害の防止 3. 交通安全等輸送計画 4. 交通安全法令の遵守 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 (<u>平成 30 年 12 月</u>改正 内閣府・国土交通省令第 5 号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準 (建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について (局長通知 平成 18 年 3 月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について (国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号) 及び道路工事保安施設設置基準 (案) (建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月) に基づき、安全対策を講じな	番号修正 // 追加 番号修正 // // 一部修正

新旧対照表

(座間市土木工事共通仕様書)

新（令和 8 年 9 月）	旧（令和 7 年 1 月）	備考
ならない。 6. 工事用道路使用の責任 7. 工事用道路共用時の処置 8. <u>工事用道路使用の維持管理</u> <u>請負者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</u> 9. 公衆交通の確保 10. 通行許可 1-1-1-37 施設管理 1-1-1-38 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守 (43) 駐車場法 (昭和 32 年法律第 106 号) 1-1-1-39 官公庁等への手続等 1-1-1-40 施工時期及び施工時間の変更 1-1-1-41 工事測量 3. <u>仮設標識</u> <u>請負者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を設置しなければならない。</u> 4. 工事用測量標の取扱い 5. 既存杭の保全 6. 水準測量・水深測量 1-1-1-42 不可抗力による損害 1. 工事災害の報告 請負者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 30 条の規定の適用を受けると思われる	ければならない。 5. 工事用道路使用の責任 6. 工事用道路共用時の処置 7. 公衆交通の確保 8. 通行許可 1-1-1-34 施設管理 1-1-1-35 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守 (43) 駐車場法 (平成 18 年 5 月改正法律第 46 号) 1-1-1-36 官公庁等への手続等 1-1-1-37 施工時期及び施工時間の変更 1-1-1-38 工事測量 3. 工事用測量標の取扱い 4. 既存杭の保全 5. 水準測量・水深測量 1-1-1-39 不可抗力による損害 1. 工事災害の報告 請負者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 30 条の規定の適用を受けると思われる	番号修正 〃 追加 番号修正 〃 〃 〃 一部修正 番号修正 〃 〃 追加 番号修正 〃 〃 〃

新旧対照表

(座間市土木工事共通仕様書)

新 (令和 8 年 9 月)	旧 (令和 7 年 1 月)	備考
場合には、直ちに<u>契約書第 30 条第 1 項に基づく</u>「不可抗力による損害の状況について」を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。 2. 設計図書で定めた基準 契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。 (4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の<u>氾濫注意水位 (警戒水位)</u> 以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合 1-1-1-43 特許権等 3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法 (<u>令和 6 年 6 月</u>改正 法律<u>第 55 号</u>第 2 条第 1 項第 1 号) に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。 1-1-1-44 保険の付保及び事故の補償 座間市公共工事共通取扱書第 2 章共通<u>仕様</u> 1. 共通仕様 (11) 保険の付保及び事故の補償に関する仕様書による。 1-1-1-45 臨機の措置 <u>1-1-1-46 石綿使用の有無</u> <u>請負者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際は、石綿 (アスベスト) の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の</u>	場合には、直ちに「不可抗力による損害の状況について」を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。 2. 設計図書で定めた基準 契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。 (4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の<u>警戒水位</u> 以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合 1-1-1-40 特許権等 3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法 (<u>平成 30 年 7 月</u>改正 法律<u>第 72 号</u>第 2 条第 1 項第 1 号) に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。 1-1-1-41 保険の付保及び事故の補償 座間市公共工事共通取扱書第 2 章共通<u>使用</u> 1 共通仕様 (11) 保険の付保及び事故の補償に関する仕様書による。 1-1-1-42 臨機の措置	一部追加 一部追加 番号修正 一部修正 番号修正 一部修正 番号修正 新規追加

新旧対照表

(座間市土木工事共通仕様書)

新（令和8年9月）	旧（令和7年1月）	備考
<u>工事にあつては、「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。</u> 1-1-1-47 適用すべき諸基準 <u>適用すべき諸基準は、この共通仕様書において基準名及び発行年月を記載しているが、適用にあたっては、最新版を使用するものとする。</u> <u>なお、これにより難しい場合は監督員の承諾を得なければならない。</u> 第2章 土工、第3章 無筋・鉄筋コンクリート 「神奈川県土木工事共通仕様書・<u>令和8年4月</u>改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替える。 第2編 材料編 「神奈川県土木工事共通仕様書・<u>令和8年4月</u>改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替える。 第3編 土木工事共通編 「神奈川県土木工事共通仕様書・<u>令和8年4月</u>改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替えることとし、一部内容については、次のとおりとする。	第2章 土工、第3章 無筋・鉄筋コンクリート 「神奈川県土木工事共通仕様書・<u>令和6年11月</u>改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替える。 第2編 材料編 「神奈川県土木工事共通仕様書・<u>令和6年11月</u>改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替える。 第3編 土木工事共通編 「神奈川県土木工事共通仕様書・<u>令和6年11月</u>改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替えることとし、一部内容については、次のとおりとする。	新規追加 一部修正 一部修正 一部修正

新旧対照表

(座間市土木工事共通仕様書)

新 (令和8年9月)	旧 (令和7年1月)	備考
第1章 総則 第1節 総則 3-1-1-4 <u>監督員による確認及び立会等</u> 7. 段階確認の臨場 <u>削除</u> 3-1-1-7 工事完成図書の納品 3. <u>成果品</u> 3-1-1-8 請負代金の支払いを伴わない工事検査 3-1-1-9 提出書類 <u>3-1-1-10 創意工夫</u> <u>請負者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目について、工事完成時までに資料を作成して監督員に提出する事ができる。</u> 第2章 一般施工 「神奈川県土木工事共通仕様書・令和8年4月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替えることとし、一部内容については、次のとおりとする。 第3節 共通的工程 3-2-3-3 作業土工 (床掘り・埋戻し) <u>(削除)</u>	第1章 総則 第1節 総則 3-1-1-4 <u>支給材料及び貸与物件</u> 7. 段階確認の臨場 <u>削除 (建設機械の無償貸付仕様書について記述)</u> 3-1-1-8 工事完成図書の納品 3. <u>電子成果品及び紙の成果品</u> <u>削除 (電子納品に関して記述)</u> 3-1-1-9 請負代金の支払いを伴わない工事検査 3-1-1-14 提出書類 第2章 一般施行 「神奈川県土木工事共通仕様書・令和6年11月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替えることとし、一部内容については、次のとおりとする。 第3節 共通的工程 3-2-3-3 作業土工 (床掘り・埋戻し) 3-2-3-25 銘板工 1. 一般事項 請負者は、橋歴板の作成については、材質は JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) を使用し、寸法及び記載事項は、図 3-	修正 削除 番号修正 一部修正 番号修正 // 新規追加 一部修正 削除

新旧対照表

(座間市土木工事共通仕様書)

新（令和８年９月）	旧（令和７年１月）	備考
第４編 河川編から第８編 道路編 「神奈川県土木工事共通仕様書・令和８年４月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替える。 <u>(削除)</u>	2-2 によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督員と協議しなければならない。 第４編 河川編から第７編 ダム編 「神奈川県土木工事共通仕様書・令和６年１１月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替える。 第８編 道路編 「神奈川県土木工事共通仕様書・令和６年１１月改正版」を準用し、「神奈川県県土整備局」とあるものを、「座間市」と、「受注者」とあるものを「請負者」と読み替えることとし、一部内容については、次のとおりとする。 第６章 トンネル（NATM） 第８節 抗門工 8-6-8-6 銘板工 3. 標示板 請負者は、標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。	一部修正 一部修正 削除